

Hakuhodo DY holdings

株主各位

第23期定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■ 事業報告に関する事項

V. 会計監査人の状況（P 1）

VI. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要（P 2～6）

■ 連結計算書類に関する事項（P 7～18）

「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

■ 計算書類に関する事項（P 19～23）

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

■ 監査報告に関する事項（P 24～29）

「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」、「会計監査人の監査報告」及び

「監査役会の監査報告」

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社博報堂DYホールディングス

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	294百万円
当社及びその子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	451百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署、会計監査人から必要書類を入手した上で、前事業年度の監査計画と実績の差異、当事業年度の監査計画と前事業年度の監査計画の比較、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画・報酬見積額の前事業年度との対比による相当性、当社と同業種・同規模会社との比較による妥当性を分析・評価・検討した上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 非監査業務の内容

当社及び当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として合意された手続業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、かつ改善の見込みがないと判断した場合、又は監督官庁から監査業務停止処分等を受けて、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じ、あるいは生じることが明らかになったと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

[業務の適正を確保するための体制]

当社が業務の適正を確保するための体制として、2026年5月12日開催の取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

1. 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社及び当社の子会社（以下、「博報堂D Yグループ」という。）が共有する「グループ行動規範および遵守事項」に基づき、法令遵守を企業活動の前提とすることを基本とする。
 - (2) 当社は、「グループコンプライアンス委員会」、「稟議制度」、「契約書類の法務審査制度」、「内部監査」及び「法律顧問による助言」等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、博報堂D Yグループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するとともに、社内研修等において、コンプライアンスの精神及びルールの徹底を図る。
 - (3) 博報堂D Yグループ自らが主体的に不正行為の早期発見と是正を図るため、当社並びに主要な広告事業会社等にそれぞれ「企業内通報・相談窓口」を設置する。
 - (4) 当社は、金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制に係る報告体制を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、有効かつ効率的な運用及び評価を実施する。
 - (5) 博報堂D Yグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断し、警察等関連機関と連携して毅然と対応する。
 - (6) 当社の子会社においても、その規模並びに重要性等に鑑み、当社の規程及びその他の体制に準じた規程等を制定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社は、「文書管理規程」等を制定し、会社の重要情報の適正保全等の観点から、法令に準拠した情報管理の基準と手続き等について定め、職務執行に係る情報を文書等に記録し保存する。取締役及び監査役は、随時、これらの文書を閲覧できる。
 - (2) 当社は、「グループコンプライアンス委員会」の下部組織として「グループ情報セキュリティ委員会」及び「情報セキュリティ委員会」を設置する。「グループ情報セキュリティ委員会」は、博報堂D Yグループの情報セキュリティ体制を構築し、「情報セキュリティ委員会」は、「ISO/IEC 27001：2022」及び「JIS Q 27001：2023」の認証基準における要求事項に適合する当社の情報管理体制の整備・改善を推進する。これらの施策を実行することにより、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存及び管理の体制を確保する。

3. 当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、情報管理の不備による信用喪失等の危険を防止するため、前項の通り情報管理体制の整備を推進する。
 - (2) 当社は、経理・財務関連のリスクについては、会計ルールの徹底に基づく各組織の自律的な管理を基本としつつ、グループ企業内LANによる統合的な計数管理体制の構築により、経理の適正を確保する。また、「経理規程」及び「資金管理規程」等を制定し、投融資先の業績及び財務状況等に関する定期的な評価を行うなど、投融資リスクの最小化に努める。
 - (3) 当社は、重大なリスク事案への不適切な対応による博報堂D Yグループの社会的信用の失墜及び企業価値の多大なる毀損を未然に防止すべく、「グループコンプライアンス委員会」の下部組織として「グループリスク対応チーム」を設置するとともに、「危機管理規程」を制定し、対象となるリスク事案及びリスク対応体制を明確化することにより、リスク事案発生時の迅速かつ適切な対応を強化する。
 - (4) 当社は、博報堂D Yグループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事項の構築を推進すべく「防災委員会」を設置するとともに、「災害対策規程」を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的・物的被害を予防、軽減する。
 - (5) 当社の子会社においても、その規模並びに重要性等に鑑み、当社の規程及びその他の体制に準じた規程等を制定し、損失の危険の管理に係る体制を整備する。

4. 当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、定期的（原則月1回）又は必要に応じて臨時の取締役会を開催することにより、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに、当社及び主要な広告事業会社等の業務執行に関する報告を受け、取締役及び執行役員の職務執行の状況の監督を行う。
 - (2) 当社は、取締役会の意思決定を補佐するため、当社の取締役（社外取締役を除く）を中心に構成する「経営会議」及び「グループ経営会議」を設置し、予算、中期計画、組織及び投融資案件等について事前審議を行い、その結果を踏まえ取締役会に議案の上程を行う。
 - (3) 当社は、当社及び主要な広告事業会社等の取締役（社外取締役を除く）を中心に構成する「統合会議」を設置し、グループ連結業績及び事業会社の業績等に係る報告・意見交換を行うことにより、随時、利益計画等の進捗状況を把握・管理する。
 - (4) 当社は、取締役会決議により、職務の執行を行う役員を執行役員に任用して、その地位及び担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図る。
 - (5) 当社の子会社においても、その規模並びに重要性等に鑑み、当社の規程及びその他の体制に準じた規程等を制定し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 博報堂D Yグループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値の最大化に向けた経営を行うため、当社及び主要な広告事業会社等は、相互に一部の取締役・執行役員を兼務する体制をとる。
 - (2) 当社は、「事業会社管理基本規程」において、当社の子会社に対し、一定の経営上の重要事項の意思決定については、その重要性に鑑み、当社における取締役会による決議、又は社長による承認、又は当社への事前報告を求めるものとする。
 - (3) 当社の子会社においても、その規模並びに重要性等に鑑み、当社の規程及びその他の体制に準じた子会社管理に関する規程等を制定し、企業集団における業務の適正を確保するための体制を整備する。
6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (1) 当社は、「監査役補助体制規程」を制定し、監査役の職務を補助する組織として「監査役業務部」を設置し、同部所属員をもって、監査役が行う監査業務の補佐及び監査役会事務局業務を行わせる。
 - (2) 「監査役業務部」の所属員は、監査役の指揮命令により職務を遂行し、その人事については、監査役会の同意に基づき実施する。また、「監査役業務部」の所属員は、他部門を兼務しない。
7. 当社及びその子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社は、当社の監査役に対する報告に係る博報堂D Yグループの取締役及び使用人の義務及び仕組み等について定めるため、「監査役に対する報告体制規程」を制定する。
 - (2) 当社は、取締役会の他、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を取締役又は使用人より当社の監査役へ定期的に報告する。
 - (3) 博報堂D Yグループにおいて、違法行為や多額の損失等の重大事態が発生した場合は、当該案件を担当する博報堂D Yグループの取締役又は使用人より速やかに当社の監査役に報告を行う。
 - (4) 当社は、内部監査部門が実施した監査結果を定期的に当社の監査役に報告する。
8. 当社の監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社の監査役に対して報告を行った博報堂D Yグループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行なってはならない旨を、「監査役に対する報告体制規程」に定める。
9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役と定期的に情報交換を行うものとし、博報堂D Yグループの経営の状況に関する情報の共有を図る。
- (2) 監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合、博報堂D Yグループの取締役及び使用人は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行う。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社では、前述の「業務の適正を確保するための体制」に基づき、体制を整備し運営しております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の適正性及び効率性向上のための取組み

取締役会は、15回（別途、書面決議5回、書面報告1回）開催され、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに、当社及び主要な広告事業会社等の重要な業務執行に関する報告を適宜受けて、取締役の職務執行状況を監督しております。また、「事業会社管理基本規程」で定められている機関決定管理事項に基づき、主要な広告事業会社等における重要事項については、その重要性に鑑み、当社における取締役会による決議、又は社長における承認、又は当社への事前報告を行い、事業会社管理の強化を図っております。

(2) コンプライアンスに関する取組み

当社社長を委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を通じて、主要な広告事業会社等より、各社における内部統制システム改善活動内容の報告を受けております。また、当社グループの新卒入社者とキャリア入社者及び新任管理職に対して、「行動規範および遵守事項」に基づいたコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

なお、当社では、2024年4月に「グループコンプライアンス室」を新設し、主要事業会社に株式会社博報堂プロダクツ及び株式会社TBWA\HAKUHODOを加えた各社のコンプライアンス責任担当者で組成する会議体を通じて、当社と当社グループ各社のコンプライアンス関連部門との連携を強化しております。

また、株式会社博報堂においては、博報堂代表取締役社長を委員長とする「ビジネス意識・行動改革委員会」を2023年12月に立ち上げ、事務局を当社グループコンプライアンス室が担い、現在も継続的に、コンプライアンス意識の向上及び不祥事やコンプライアンス違反の再発防止策を企画・実施に取り組んでおります。さらに当委員会にて検討・実施された施策は、会議体を通じてグループ各社に共有し、グループ全体でのコンプライアンス強化を指導しております。

引き続き、当社グループ各社のコンプライアンスの状況を注視し、当社が主導してグループ全体のコンプライアンス意識の向上及び不祥事の再発防止を推進してまいります。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組み

監査役は、取締役会のほか、当社の取締役（社外取締役を除く）を中心に構成する「経営会

議」並びに当社及び主要な広告事業会社等の取締役（社外取締役を除く）を中心に構成する「統合会議」に出席し、重要事項等について、適宜、取締役又は使用人より報告を受けております。また、代表取締役と監査役は必要に応じて適宜情報交換を行い、博報堂DYグループの経営状況に関し情報を共有しております。

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	10,790	-	346,296	△20,774	336,312
当 期 変 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4,665			△4,665
剰余金の配当			△11,731		△11,731
親会社株主に帰属する当期純利益			16,775		16,775
自己株式の取得				△10,000	△10,000
自己株式の処分		61		284	345
自己株式の消却		△25,625		25,625	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		30,229	△30,229		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△25,185	15,909	△9,276
当 期 末 残 高	10,790	-	321,110	△4,864	327,036

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	31,643	-	26,250	△3,951	53,942	127	23,299	413,682
当 期 変 動 額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△4,665
剰余金の配当								△11,731
親会社株主に帰属する当期純利益								16,775
自己株式の取得								△10,000
自己株式の処分								345
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,296	△5	△280	4,138	8,149	△124	△9,914	△1,889
当 期 変 動 額 合 計	4,296	△5	△280	4,138	8,149	△124	△9,914	△11,165
当 期 末 残 高	35,940	△5	25,970	187	62,091	2	13,385	402,516

[連結注記表]

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

[1] 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

連結子会社の数 385社

主要な連結子会社は、「事業報告」の「I. 企業集団の現況 8. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度から、㈱デジタルホールディングス、㈱オプトを株式取得に伴い連結の範囲に含めております。また、ユナイテッド㈱を株式売却に伴い、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱、㈱アイレップを連結グループ内での吸収合併に伴い連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(主要な非連結子会社の名称)

NTMサービス㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

[2] 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社の名称等

持分法を適用した関連会社数 66社

(主要な会社等の名称)

ユナイテッド㈱、㈱スーパーネットワーク、㈱アドスタッフ博報堂、
㈱広告EDIセンター、TBWA\HAKUHODO China Ltd.、㈱アドウェイズ、
Gehl Architects Holdings ApS、サントリーコンシエルジュサービス㈱、
Earth hacks㈱、㈱オトナル

当連結会計年度から、ユナイテッド㈱を株式売却による持分比率の減少に伴い持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等

(主要な会社等の名称)

NTMサービス㈱

(持分法を適用しない理由)

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、原則として、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

[3] 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、連結決算日との差異が3ヵ月を超えない子会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。連結決算日との差異が3ヵ月を超える子会社については、直近の四半期決算を基にした仮決算数値を使用しております。なお、決算日の翌日から連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

[4] 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

i 満期保有目的の債券

償却原価法

ii その他有価証券

a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産、使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

i 一般債権

貸倒実績率によっております。

ii 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員（退職給付制度上従業員とみなされる者を除く）の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客に対して広告に関連するサービスを提供しており、主に各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作を行っております。

各種媒体における広告業務の取り扱いや広告制作物の制作に関しては、主に媒体に広告出稿がされた時点や広告制作物を納品した時点でそのサービスに対する支配が顧客に移転し、当社の履行義務が充足されることから、その時点で収益を認識しております。

また、本人としての性質が強いと判断される取引については、顧客から受領する対価の総額を収益として認識しております。他方、顧客への財又はサービスの提供において当社がその財又はサービスを支配しておらず、代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料の金額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引をヘッジ対象として、為替予約取引をヘッジ手段としております。また、有価証券をヘッジ対象として、株主先渡契約をヘッジ手段としております。

③ ヘッジ方針

リスク管理を効率的に行うことを目的として、社内ルールに基づき、外貨建取引における為替変動リスクに対しては為替予約取引を行っております。また、有価証券に係る株価変動リスクをヘッジする目的で、将来売却予定の株式数の範囲内で行っております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。また、有価証券の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、その個別案件ごとに投資効果の発現する期間を判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額の期間帰属方法は給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（7年～16年）による定率法（一部の連結子会社では定額法）により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生時から費用処理することとしております。なお、一部の連結子会社では発生時に一括して費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 収益認識に関する注記

[1] 収益の分解

(単位：百万円)

地	域	別	
日		本	620,204
海		外	238,223
顧客との契約から生じる収益			858,427
その他の収益			2,575
合計			861,003

(注)収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

[2] 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 [4] (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

[3] 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金		424,811
契約資産		3,168
契約負債		20,443

契約資産は主に、広告に関連するサービスの提供において、進捗度に応じて収益を認識することにより計上した対価に対する権利として認識しており、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は主に、顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、27,408百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が8,325百万円減少した主な理由は、履行義務の充足に伴う収益の認識による前受金の減少であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。なお、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

のれん 49,805百万円

ソウルダアウト(株)グループに関するのれん

ソウルダアウト(株)グループの取得により計上したのれんの帳簿価額は11,351百万円であります。同社グループに係るのれんについて、競争環境が激化するなかで既存顧客を一部喪失したことや検索エンジンのアルゴリズム変更などの要因により、支配獲得時における同社グループの事業計画通りに業績が達成されていないことから、のれんを含む資産グループに減損の兆候を識別しました。当該のれんに関して、同社グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回るため、減損損失を認識していません。この割引前将来キャッシュ・フローは、同社グループの直近の実績を踏まえ見直した将来の事業計画を基礎として見積もっています。同社グループの事業計画は、当社グループ内の協業推進及び強化などに基づく今後の収益の成長予測及び費用の発生見込みに関する仮定が用いられ、不確実性を伴っております。

当社は当連結会計年度末において、割引前将来キャッシュ・フローを慎重に検討した結果、当該見積りは合理的と判断しておりますが、市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- [1] 担保に供している資産及び担保に係る債務
現金及び預金831百万円を営業保証金等として差し入れております。
- [2] 偶発債務
保証債務残高
従業員の住宅融資制度による銀行からの借入金に対する保証債務は8百万円であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- [1] 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数
普通株式 363,902,636株
- [2] 当連結会計年度末日の自己株式の種類及び総数
普通株式 4,870,596株
- [3] 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,878	16.00	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	5,853	16.00	2025年9月30日	2025年12月5日
計		11,731	32.00		

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月26日開催予定の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項として次のとおり
付議する予定であります。

- i 配当金の総額 5,744百万円
- ii 1株当たりの配当額 16円00銭
- iii 基準日 2026年3月31日
- iv 効力発生日 2026年6月29日

6. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,083円83銭
- 1株当たり当期純利益 46円09銭

7. 金融商品に関する注記

[1] 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入し、また資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループの営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されております。原則として、外貨建ての営業債務から生じる損益により、そのリスクは減殺されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループの営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務は、上述のとおり為替リスクに晒されております。また、借入金は、主なものは運転資金の調達を目的としたものであります。また、一部の長期借入金は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

当社グループのデリバティブ取引は、主に株式取引の範囲内で将来の市場価格の相場変動等によるリスク回避を目的として行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 [4] 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について経理規程に基づき経理担当部署により、債権先毎に与信限度額の設定、債権残高の期日管理の徹底、財務状況の定期的なモニタリングを行うことで滞留債権の発生防止を図っております。満期保有目的の債券は、資金管理規程に基づき、高格付の債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。デリバティブ取引の執行については、カウンターパーティーリスクを軽減させるために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について為替変動リスクに晒されておりますが、資産負債から生じる損益により、リスクは原則として減殺されております。また、一部のリスクに対しては為替予約取引を行っており、デリバティブ取引の執行・管理については、資金管理規程に基づき、財務担当部署において行っております。株式については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、財務担当部署において各社の短期の資金繰り、中長期の資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。また、当社が資金余剰の連結子会社から資金を預り、資金不足の連結子会社へ貸し出しをする流動性補完制度をグループ内で採用しております。

[2] 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注）をご参照ください）。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差 額
有価証券			
その他有価証券	1,229	1,229	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	65	65	△0
関係会社株式	10,885	11,234	348
その他有価証券	91,775	91,775	-
社債	(30,000)	(29,102)	898
長期借入金（*2）	(88,308)	(88,270)	38

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の金額を含んでおります。

（注）市場価格のない株式等

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額
非上場株式等	16,500
投資事業組合等	18,297
関係会社株式	7,726

連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は時価算定会計基準適用指針第24-16項に定める取り扱いに基づき、時価開示の対象としておりません。

[3] 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
株式	1,229	—	—	1,229
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	91,775	—	—	91,775

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価 (*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	65	—	65
関係会社株式	11,234	—	—	11,234
社債	—	(29,102)	—	(29,102)
長期借入金 (*2)	—	(88,270)	—	(88,270)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の金額を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

[1] 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）等を有しております。

[2] 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
14,680	64,224

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末日の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき不動産鑑定士の作成した「不動産調査報告書」に基づいております。

9. 企業結合等に関する注記

取得による企業結合

当社は、2025年12月10日に、株式会社デジタルホールディングスの普通株式及び新株予約権を、公開買付け及び同社の主要株主である資産管理会社のHIBC株式会社及び株式会社タイム・アンド・スペースの全株式の取得及び吸収分割契約により取得いたしました。

その結果、当社の株式会社デジタルホールディングスに対する議決権比率が51.15%となったことから、同日付で本社及び同社の子会社である株式会社オプト他5社を連結子会社といたしました。

[1] 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社デジタルホールディングス

事業の内容：グループの戦略立案と実行並びに子会社の管理

(2) 企業結合を行った主な理由

株式会社デジタルホールディングスが当社グループに参画することで、当社が掲げているLTVM (Life Time Value Marketing) 戦略と当社グループ各社が有するアセットを掛け合わせる事が可能となり、変化の激しい市場環境においても両社の競争優位性を維持、拡大することが出来るものと考えております。具体的には、①より強固なデジタルマーケティング体制の構築、②新規アカウント開拓力の一層の強化、③顧客への提供価値の拡張、④顧客基盤の拡張、⑤持続的なコスト最適化、といった相乗効果を想定しております。

(3) 企業結合日

2025年12月10日（みなし取得日：2025年12月31日）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とした株式等の取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前の議決権比率 -%

企業結合後の議決権比率 51.15%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得により、当社が被取得企業の議決権の51.15%を取得したため、当社を取得企業といたしました。

[2] 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

[3] 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	19,248百万円
取得原価		19,248百万円

[4] 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 565百万円

[5] 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

2,806百万円

取得原価の配分の完了にともない、のれんは確定しております。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

15年間で均等償却

[6] 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	40,705百万円	流動負債	15,803百万円
固定資産	11,310百万円	固定負債	2,318百万円
資産合計	52,016百万円	負債合計	18,122百万円

[7] のれん以外の無形固定資産に配分された金額、種類別の内訳及び償却期間

(1) 無形固定資産に配分された金額

3,671百万円

(2) 種類別の内訳

顧客関連資産

(3) 償却期間

15年

[8] 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

収益 13,102百万円

営業利益 372百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。また、企業結合時に認識したのれん及び顧客関連資産が当連結会計年度開始の日に発生したものととしてその償却額を算定し、概算額に含めております。

なお、当該概算額の算定につきましては、監査証明を受けておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	10,790	154,329	318	154,648	160,041	160,041
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△11,731	△11,731
当 期 純 利 益					17,548	17,548
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分			61	61		
自 己 株 式 の 消 却			△25,625	△25,625		
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			25,245	25,245	△25,245	△25,245
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△318	△318	△19,428	△19,428
当 期 末 残 高	10,790	154,329	-	154,329	140,613	140,613

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△20,774	304,707	6,597	311,304
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△11,731		△11,731
当 期 純 利 益		17,548		17,548
自 己 株 式 の 取 得	△10,000	△10,000		△10,000
自 己 株 式 の 処 分	284	345		345
自 己 株 式 の 消 却	25,625	-		-
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△1,369	△1,369
当 期 変 動 額 合 計	15,909	△3,837	△1,369	△5,207
当 期 末 残 高	△4,864	300,869	5,228	306,097

[個別注記表]

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員及び役付執行役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は子会社との契約に基づき経営指導等を行っており、対価として受取手数料を収受しております。この契約においては、当社の子会社に対し経営指導等を行うことを履行義務として識別しております。この経営指導等は、契約における義務を履行するにつれて子会社が便益を享受すると考えられるため、役務を提供する期間にわたり収益を計上しております。

2. 収益認識に関する注記
 収益を理解するための基礎となる情報
 「1. 重要な会計方針(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 表示方法の変更に関する注記
 前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「賞与引当金」(前事業年度748百万円)は、開示の明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしております。
4. 会計上の見積りに関する注記
 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 関係会社株式453,531百万円
- 上記には、ソウルダアウト株式会社の株式の帳簿価額19,214百万円が含まれております。当該株式の実質価額は同社及び同社子会社の将来の事業計画を基礎として算定され不確実性を伴うため、今後の経過によっては当該見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。
5. 貸借対照表に関する注記
 関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)
- | | |
|--------|------------|
| 短期金銭債権 | 5,666百万円 |
| 短期金銭債務 | 108,955百万円 |
6. 損益計算書に関する注記
 関係会社との取引高
- | | |
|------------|-----------|
| 営業収益 | 58,457百万円 |
| 一般管理費 | 29,559百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,697百万円 |
7. 株主資本等変動計算書に関する注記
 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 4,870,596株 |
|------|------------|
8. 税効果会計に関する注記
 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱博報堂	所有 直接100%	経営指導 資金貸借関係 役員の兼任	資金の貸付、回収(注3) 利息の受取(注3) 手数料の受取(注2)	7,174 291 32,618	関係会社短期貸付金 - 営業未収入金	11,778 - 2,990
子会社	㈱大広	所有 直接100%	経営指導 資金貸借関係 役員の兼任	資金の貸付、回収(注3) 利息の受取(注3) 手数料の受取(注2)	2,297 5 2,227	関係会社短期貸付金 - 営業未収入金	2,617 - 204
子会社	㈱読売広告社	所有 直接100%	経営指導 資金貸借関係 役員の兼任	グループファイナンス(注1) 利息の支払(注1) 手数料の受取(注2)	2,013 13 1,570	グループファイ ナンス預り金 - -	3,807 - -
子会社	㈱博報堂プロダクツ	所有 間接100%	資金貸借関係 役員の兼任	グループファイナンス(注1) 利息の支払(注1)	4,855 75	グループファイ ナンス預り金 -	25,316 -
子会社	㈱博報堂DYトータルサポート	所有 直接100%	経営指導 間接業務の委託	手数料の支払(注4)	1,930	未払費用	194
子会社	㈱TBWA \\ HAKUHODO	所有 間接60%	資金貸借関係	グループファイナンス(注1) 利息の支払(注1)	△326 23	グループファイ ナンス預り金 -	5,634 -
子会社	㈱博報堂キャス ティング&エン タテインメント	所有 間接100%	資金貸借関係	グループファイナンス(注1) 利息の支払(注1)	801 41	グループファイ ナンス預り金 -	11,416 -
子会社	㈱Hakuhodo DY ONE	所有 直接100%	資金貸借関係 役員の兼任	グループファイナンス(注1) 利息の支払(注1) 手数料の受取(注2)	2,080 80 4,900	グループファイ ナンス預り金 - 営業未収入金	20,102 - 449
子会社	k y u Investment Incorporated	所有 直接100%	当社傘下の持株会社 資金貸借関係 役員の兼任	資金の貸付、回収(注3) 利息の受取(注3) 増資の引受(注5)	△1,127 799 289	関係会社短期貸付金 未収利息 -	17,623 213 -
子会社	㈱博報堂テクノロジーズ	所有 直接100%	経営指導 資金貸借関係 システム開発・ 運用業務の委託 役員の兼任	資金の貸付、回収(注3) 利息の受取(注3) 手数料の支払(注4)	4,621 188 19,719	関係会社短期貸付金 - 未払費用	19,570 - 1,780
子会社	㈱博報堂DYコー ポレート イニシアティブ	所有 直接100%	経営指導 運用業務の委託 役員の兼任	手数料の支払(注4)	6,901	未払費用	633
子会社	㈱ディー・プレーン	所有 間接99%	資金貸借関係	グループファイナンス(注1) 利息の支払(注4)	1,365 20	グループファイ ナンス預り金	5,609

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) ㈱読売広告社、㈱博報堂プロダクツ、㈱TBWA\HAKUHODO、㈱博報堂キャスティング&エンタテインメント、㈱Hakuhodo DY ONE及び㈱ディー・ブレンからの資金の預託につきましては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、無期限、要求払いとしております。なお、担保は差し入れておりません。また、取引額は前事業年度の残高からの当期増減額を記載しております。
- (注2) ㈱博報堂、㈱大広、㈱読売広告社及び㈱Hakuhodo DY ONEからの手数料の受取につきましては、当該サービスに係る費用を勘案し、決定しております。
- (注3) ㈱博報堂、㈱大広、kyu Investment Incorporated及び㈱博報堂テクノロジーズへの資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は、期間1年、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注4) ㈱博報堂DYトータルサポート、㈱博報堂テクノロジーズ及び㈱博報堂DYコーポレートイニシアティブへの手数料の支払につきましては、当該サービスに係る費用を勘案し、決定しております。
- (注5) 増資の引受はkyu Investment Incorporatedが実施した第三者割当増資を全額引き受けたものであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	852円56銭
1株当たり当期純利益	48円21銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社博報堂D Yホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 穴 戸 通 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 浩 次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社博報堂D Yホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社博報堂D Yホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社博報堂D Yホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宍戸 通 孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 浩 次
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社博報堂D Yホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、当社の取締役、執行役員及び使用人（以下「役職員等」）並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、役職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①当社の取締役会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、当社の業務ならびに財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をするように努め、必要に応じて子会社から事業の報告も受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、役職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社博報堂DYホールディングス 監査役会

常勤監査役 西 村 治 ⑩

常勤監査役 畑 尻 明 彦 ⑩

社外監査役 友 田 和 彦 ⑩

社外監査役 菊 地 伸 ⑩

社外監査役 矢 吹 公 敏 ⑩

以 上